

## 商標法における商品・役務の類否について

村 上 晃 一\*

**抄 録** 商標法上の商品・役務の類否判断基準として、『類似商品・役務審査基準』（類似群コード）は強い影響力を持って定着している。一方、判断基準としての具体的妥当性という点からは、最高裁判例が最も有力な法源である。商標実務においては、これらの判断基準の異同・得失を理解しておくことが重要である。

### 目 次

1. はじめに
2. 商品・役務の区分と商品・役務の類否
3. 特許庁における商品・役務の類否判断
4. 裁判所における商品・役務の類否判断
  4. 1 最高裁判例が示す商品・役務の類否判断基準
  4. 2 下級審判例にみられる商品・役務の類否判断
  4. 3 まとめ（判例に関して）
5. さいごに

### 1. はじめに

商標実務上、商品（役務）の類否判断に関しては、『類似商品・役務審査基準』（類似群コード）に基づく類否判断が、強い影響力をもって定着している。

『類似商品・役務審査基準』では、特許庁が類似と推定する商品・役務には同一の類似群コードが付与され、特許庁における出願審査においては、原則として、類似群コードの異同に基づいて商品・役務の類否が判断される。この推定は、妥当な場合も多いため、類似群コードによる商品・役務の類否判断が強い影響力を有することも理由がないことではない。しかし、特許庁による推定（＝特許庁の内部基準）である

類似群コードの判断が妥当でない場合もありうる。この場合、類似群コードの推定は反証があれば覆える<sup>1)</sup>。そして、類似群コードの推定と実際の類否判断に齟齬が生じた場合、類似群コード上は登録性や使用安全性が担保されているようにみえたが、実際は登録無効或いは商標権侵害に該当するケースが生じうるし、その逆のケースも生じうる。

このため、商標実務においては、『類似商品・役務審査基準』における類似群コードのシステムを理解・活用することは当然に必要としても、一方で、商標の使用安全性や効力範囲を予測するため、類似群コードの推定に囚われず、より客観的な商品・役務の類否判断基準を念頭に置く必要もある。

以下、本稿では、特許庁の『類似商品・役務審査基準』にみられる類似群コードのシステムについて概観した後、商品・役務の具体的な類否判断事例として、最高裁判例が示す判断基準及びそれに基づく下級審判例について検討・考察を加える<sup>2)</sup>。

\* 弁理士 Koichi MURAKAMI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 商品・役務の区分と商品・役務の類否

まず、商品（役務）の類否と商品（役務）の区分の関係について簡単に確認しておく。

わが国では、平成4年に、ニース協定に基づく国際分類が主たる体系として全面的に採用され、サービスマーク登録制度も導入された。『類似商品・役務審査基準』にみられる類似群コードのシステムが導入されたのもこのときである。国際分類導入当初の区分は、商品（1～34類）及び役務（35～42類）の計42区分からなっていたが、平成14年に、第42類に属する役務が42～45類に細分化され、現在は商品・役務を併せて45区分となっている。

ちなみに、サービスマーク登録制度が導入される前の商標制度においては、商品の類（区分）の数は、下表1のように変遷している。

表1 商品の類（区分）の数の変遷

商標条例（明治17年施行）	65
商標条例（明治22年施行）	66
商標法（明治32年施行 旧々々々法）	73
商標法（明治39年改正）	74
商標法（明治42年施行 旧々々法）	67
商標法（大正11年施行 旧々法）	70
商標法（昭和32年改正）	63
商標法（昭和35年施行 旧法）	34
商標法（平成4年施行 現行法）	34

なお、国際分類を導入する以前も、現行の『類似商品・役務審査基準』に相当する『類似商品例集』等（後述）が存在していたが、『類似商品例集』等においては、特許庁が類似関係にあると推定する商品群が1グループに記載さ

れ、そのグループを、そのまま一つの類とするか、幾つか集めて一つの類とするか、または必要に応じて複数の類に分けるかという方法がとられていた。この分類方法によれば、類似と推定される商品群が1グループに記載されているため、各商品に類似群コードを付す必要はない。

一方、国際分類の下では、商品を各区分に割り振る基準は、商品の類否ではなく、商品の機能・用途、原材料等である。このため、旧分類から国際分類に移行する際、従来は1グループにまとめて記載されていた類似商品群の一部が、その類否に関係なく複数の区分に飛び地のように割り振られるケースが生じた。現行の『類似商品・役務審査基準』において、類似商品の目印としての類似群コードを付す必要が生じたのは、このためである。

例えば、下図1は、現行の『類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕』の第1類に記載されている商品「化学品」の項である。

図1をみると、「化学品」が、いわゆる‘短冊’と呼ばれる枠で囲まれ、その下に〔第2類 第3類 第4類 第19類 第30類〕との表記がある。これは、国際分類に基づく現行の商品・役務区分においては、「化学品」と類似関係にあると推定される商品が〔第2類 第3類 第4類 第19類 第30類〕にも存在すること及び他類に属するこれら類似商品は、旧分類では、類似商品として同じ区分内の1グループにまとめられていたことを示している<sup>3)</sup>。

## 3. 特許庁における商品・役務の類否判断

『類似商品・役務審査基準』（類似群コード）

化学品	0 1 A 0 1
〔第2類 第3類 第4類 第19類 第30類〕	

図1 現行審査基準における類似群コードの表記例

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

による商品（役務）の類否判断は、特許庁による推定（＝特許庁の内部基準）であることは既に述べたが、ここでは、特許庁がどのような基準に基づいて商品・役務の類否を推定しているかについて簡単に触れておく。

そもそも、商標法上、商品の類似という概念が導入されたのは大正10年法からである。

それ以前の商標条例や商標法では、商品の「類似」という概念は採用されておらず、同一商品に或る程度の幅を持たせて保護範囲を調整していた。しかし、大正10年法からは、商標権に基づく権利保護を充実させるため、商品の類似という概念が採用され、商標権による保護が指定商品に類似する商品にも及ぶことが商標法に明定された。

以後、特許庁は、商品の類否に関し、材料主義、生産者主義を主な基準として、『類似商品例集』（昭和7年 非公開の庁内基準）を作成し、昭和28年には、『類似商品例集（改訂版）』を公開した<sup>4)</sup>。その後、昭和36年に現在の審査基準の原型となる『類似商品審査基準』が作成された<sup>5)</sup>。

そして、平成4年には、サービスマーク登録制度の導入に伴い『類似役務審査基準』が作成され、『類似商品審査基準』と併せて『類似商品・役務審査基準』とし、局部的な改訂を経ながら、現在の『類似商品・役務審査基準〔国際分類第9版対応〕』に至っている。

なお、昭和36年作成の『類似商品審査基準』に示される商品の類否判断は、平成4年の国際分類導入の際も殆どそのまま採用されて現在に至っている。

ちなみに、現行の『商標審査基準〔改訂第9版〕』（特許庁）の4条1項11号の項では、商品・役務の類否判断基準について、以下のように説明されている。

九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

1.～9.（略）

10. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

(イ) 生産部門が一致するかどうか

(ロ) 販売部門が一致するかどうか

(ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか

(ニ) 用途が一致するかどうか

(ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか

(ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

11. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

(イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか

(ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか

(ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか

(ニ) 業種が同じかどうか

(ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか

(ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

12. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

(イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか

(ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか

(ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか

(ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

図2 『商標審査基準〔改訂第9版〕』第4条第1項第11号の項（抜粋）

## 4. 裁判所における商品・役務の類否判断

### 4.1 最高裁判例が示す商品・役務の類否判断基準

商品・役務の類否判断基準については、商標法等に明文の規定がない。このため、判断基準

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

として現時点で最も重視されているのは最高裁判例である。なかでも、以下に示す最高裁判例は、最も影響力を有していると考えられる<sup>6)</sup>。

**拒絶審決取消訴訟 最判 昭和36年6月27日〔橋正宗〕**

(昭和33年(オ)1104 最高裁判所民事判例集15巻6号1730頁)

指定商品が類似のものであるかどうかは、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は商標法二条九号にいう類似の商品にあたと解するのが相当である。

原審の確定する事実によれば、同一メーカーで清酒と焼酎との製造免許を受けているものが多いというのであるから、いま「橋焼酎」なる商標を使用して焼酎を製造する営業主がある場合に、他方で「橋正宗」なる商標を使用して清酒を製造する営業主があるときは、これらの商品は、いずれも、「橋」じるしの商標を使用して酒類を製造する同一営業主から出たものと一般世人に誤認させる虞があることは明らかであつて、(略)。

\* 商標法二条九号は、現行法4条1項11号に相当する。  
\* 現行の『類似商品・役務審査基準』においても、「清酒」と「しょうちゅう」は、いずれも「日本酒」(33類 28A01)の下位概念に属する類似商品と推定されている。

この最判は、商品の類否は、商品自体の属性から判断すべきではなく、「それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞が

ある」か否かに基づいて判断すべきと判示する<sup>7)</sup>。そして、本事案に関しては、「同一メーカーで清酒と焼酎との製造免許を受けているものが多い」ので、すなわち、清酒と焼酎が「通常同一営業主により製造又は販売されている」ケースが実際に多くみられるので、「同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞がある」としている。

なお、商品の類否判断基準に関しては、商品自体、すなわち商品の属性に基づいて判断すべきとする説(絶対説)と、商品の出所混同の虞があるか否かに基づいて判断すべきとする説(相対説)の対立があるが、この最判以降、少なくとも実務上は相対説に決着しているようである。

**拒絶審決取消訴訟 最判 昭和39年6月16日〔PEACOCK〕**

(昭和37年(オ)955 最高裁判所民事判例集18巻5号774頁)

指定商品の類否を判定するにあつては、所論のごとく商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけではなく、さらに、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきことは、むしろ、当然であり、(略)。

また、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品とが必ずしも常にその製造発売元を異にするものでないことは、みやすいところである。

従つて、本願商標の指定商品には、引用商標の指定商品たる墨汁が特に除外されており、また、引用商標の指定商品とは品質、形状、用途の点において異なるものがあるとしても、右のごとき事実関係の下において、原判決が両者はともに第五一類文房具



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に属するものであつて、書写およびこれと密接に結合された用途に使用されるものであり、且つ、同一の店舗において公衆に販売されるのを常態とするものであるから、本願商標をその指定商品に使用して売り出せば一般世人に引用商標の商品と同一営業主の製造または販売にかかるものと誤認混同される虞れがあるとして、本願商標は法二条一項九号に該当すると判断したのは、正当であつて、所論の違法はない。

\*「墨汁」と「墨汁を除く文房具」に関する事案。現行の『類似商品・役務審査基準』においても、「墨汁」は「文房具類」(16類 25B01)の下位概念に属し、両商品は類似と推定されている。

この最判は、商品の類否判断基準に関しては、先行する最判〔橋正宗〕とほぼ同様の基準を採用しているが、対比される商品が、通常は同一の製造販売元によるとはいえないとしても、「必ずしも常にその製造発売元を異にするものでない」のであれば、「同一営業主の製造または販売にかかるものと誤認混同される虞れ」を肯定しうると判示している。

また、この最判は、商品の類否判断においては「取引の実情をも考慮すべき」ことを強調し、「取引の実情」として、商品の「密接に結合された用途、同一の店舗において公衆に販売」等の実情を考慮するとともに、「同一営業主の製造または販売にかかるものと誤認混同される虞れ」がある以上、商品の「品質、形状、用途」の違いは、商品の類否判断に影響を与えないとも判示している。

**拒絶審決取消訴訟 最判 昭和43年11月15日〔三国一〕**

(昭和39(行ツ)54 最高裁判所民事判例集22卷12号2559頁)

以上の判例の趣旨とするところは、本件のごとく旧商標法二条一項一〇号に関する

商品の類否の判定についても、そのまま妥当する。したがつて、原判決のいうごとく、本件商標の指定商品が、旧四三類「菓子及麵麩ノ類」からとくに上告人の有した商標の指定商品たる「餅」を除外したものであつて、また、それが餅とは品質・形状・用途等を異にする商品を含むものであるとしても、これら両者の指定商品は、必ずしも、つねにその製造・発売元を異にするものとはいえないから、同条一項一〇号にいう「類似ノ商品」に該当するものといわなければならない。

\*「以上の判例」：「橋正宗事件」及び「PEACOCK事件」

\*旧商標法二条一項一〇号は、現行法4条1項13号に相当する。

\*「麵麩」とは「パン」のこと。

この最判は、上掲2件の最高裁判例に基づき、対比する商品が「必ずしも、つねにその製造・発売元を異にするものとはいえない」場合は、「品質・形状・用途等」を異にする商品であるとしても類似すると判示している。

#### 4. 2 下級審判例にみられる商品・役務の類否判断

上掲の最高裁判例によれば、商品（役務）の類否判断に際しては、「それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞がある」か否か（相対説）が基準となる。そして、この基準に該当するか否かを判断するために、その事案ごとの「取引の実情を考慮」することになる。

以下、最判が示す判断基準が具体的にどのように適用されているかを確認するため、上掲の最判以後の下級審判例を概観する。商品（役務）の類否判断に際して具体的な検討を行っている下級審判例の中、重要と考えられるものを挙げ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

た<sup>8)</sup>。(判決理由(要約)中の下線は筆者による。)

**(1) 拒絶審決取消訴訟 東京高判 昭和54年4月18日〔かつば寿司〕**

	本願(原告)指定商品 握りずし (旧32類 S47-112696)	引例指定商品 べんとう
審決(S50-7845)	類似(拒絶)	
判決	類似(拒絶)	
現行審査基準	30類(32F06)	30類(32F06)

＜判決理由(要約)＞

両商標は、同一の「用途」に供され、「販売場所」も互いに交錯する。

これに同一の称呼を生ずる商標が付されたとすれば、相互に出所の混同を生じるおそれがあり、類似の商品といわざるをえない。

＜考慮された実情(要約)＞

\*握りずしが折詰の持ち運び可能なべんとうとして食用に供されている事実が認められる。

\*握りずしのべんとうが、他のべんとう等と同一の販売店舗において取扱われている場合がある。

(昭和53(行ケ)179 判例工業所有権法2755の39頁)

＜事件の概要＞

商品の「用途」及び「販売場所」の一致等が考慮され、商品類似と判断された事案。

**(2) 商標権侵害訴訟 京都地判 昭和57年4月23日〔つきたて〕**

(昭和54(ワ)168 無体財産権関係民事・行政裁判例集14巻1号227頁)

＜事件の概要＞

商品自体の「性質」の違い及びこれに起因する「需要者・流通経路」の違いが考慮され、商品非類似と判断された事案。「同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞」については言及されていない。

	原告指定商品 食料または飲料加工機械器具 (旧9類 登録1335101号)	被告商品 家庭用電気餅つき機
判決	非類似(非侵害)	
現行審査基準	7類(09A08)	7類(09A11)

＜判決理由(要約)＞

被告らの商品である電気餅つき機は、原告の商標の指定商品と概念される電気餅つき機と構造・規模・用法・流通経路を異にする非類似の商品といわざるをえない。

＜考慮された実情(要約)＞

\*「食料または飲料加工機械器具」は、事業場において専ら業務用として飲食料を加工するため使用される機械器具。その構造・規模・性能・用法が業務用に適した商品であり、流通経

路も家庭用の商品とは異なる。

\*「家庭用電気餅つき機」は加工能力が僅少で、形状は小型で、持運び可能な家庭用電気餅つき機であるため、家庭電気ルートおよび金物ルートで販売される。

**(3) 無効審決取消訴訟 東京高判 昭和57年2月16日〔ミネフード〕**

(昭和53年(行ケ)128 無体財産権関係民事・行政裁判例集14巻1号50頁)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

＜事件の概要＞

商品の「用途における関連」及びこれに起因する「取扱販売業者、販売場所、需要者」の一

致等を考慮した結果、出所混同を生じるおそれがありとして、商品類似と判断された事案。

	原告（無効審判被請求人）指定商品	被告（無効審判請求人）指定商品
		家畜及び家禽の合成飼料 (旧々70類 登録564709号)
審決 (S37-559号)	類似（無効）	
判決	類似（無効）	
現行審査基準	33類 (33B01)	5類 (01B01)

＜判決理由（要約）＞

原告指定商品は、引用商標の指定商品の一部（＝ミネラル、ビタミン等の飼料添加剤）と抵触もしくは類似し、出所の混同を生ずるおそれがある。

取扱販売業者、販売場所、需要者を共通にすることが少なくない。

＜考慮された実情（要約）＞

\*「薬剤」には、動物用薬剤も含まれており、動物用薬剤には、「飼料」の概念に包括される、ビタミン、ミネラル等の飼料添加剤が含まれている。

**(4) 拒絶審決取消訴訟 東京高判 昭和61年1月31日〔ナイト〕**

(昭和60(行ケ)50 無体財産権関係民事・行政裁判例集17巻3号535頁)

＜事件の概要＞

商品の「販売場所」、「需要者」等の一致に基づき、「製造・販売元が同一と誤認・混同される虞」があるとされた事案。認定された実情の下では、商品の「原材料・品質・形状・用途」は判断に影響を与えないとされている。

\*合成飼料と飼料添加物は、たがいに密接に関連して、生産、販売ないし使用される。

\*両商品は補完的な関係にある商品として、

	本願（原告）指定商品	引例指定商品
		生理用ナプキン・タンポン (旧1類 S54-68745)
審決 (S56-22689)	類似（拒絶）	
判決	類似（拒絶）	
現行審査基準	5類 (01C01)	10類 (01C01)

＜判決理由（要約）＞

本願商標をその指定商品である「生理用ナプキン・タンポン」に使用するとき、「指サック、乳首」（引用指定商品）の製造、販売元がこれを製造、販売しているか、又は取り扱っているかのような印象を一般に与え、商品の出所を混同させるおそれがあることは明らかである（この認定を覆すに足る証拠はない）。

する商品として薬店（薬局）で販売されていることが多い。

\*両商品の需要者又は購買者の多くが女性層である点が共通する。

\*同一製造業者が両商品を製造することがみられる。両商品が生産部門を異にすることが多いにしてもそれは近年のことである。

＜考慮された実情（要約）＞

\*両商品は、共に広義の衛生用品の範疇に属

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(5) 商標権等侵害訴訟 大阪地判 昭和63年7月28日〔SLIC〕

(昭和61年(ワ)7184 無体財産権関係民事・行政裁判例集20巻2号360頁)

<事件の概要>

商品の「用途・性質」の違い、及びそれに起

	原告指定商品	被告商品
	輸送機械器具 (旧12類 登録720701号)	ゴーカート
判決	非類似 (非侵害)	
現行審査基準	12類 (12A05)	28類 (09G53)

<判決理由 (要約)>

被告カートと本件登録商標の指定商品とに同一又は類似の商標を使用した場合に同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれがあるとは認められない。

<考慮された実情 (要約)>

\* 「ゴーカート」は遊園地内等の専用のコースでのみ走行するようにした遊戯機の一つである。

\* 「ゴーカート」は競争自動車の範ちゅうに属するものではなく、一般道路を走行できる性能、構造も有しない。

\* 「ゴーカート」は、「輸送機械器具」では

	原告指定商品	被告商品
	化粧品 (薬剤に属するものを除く) (旧4類 登録1762593号)	調整ローヤルゼリーの健康 (補助) 食品
判決	非類似 (非侵害)	
現行審査基準	3類 (04C01)	30類 (32F15)

<判決理由 (要約)>

指定商品に類似する商品に該当するか否かは、商品の品質、形状、用途、取引の実情等により観察して社会通念によって決定されるべきものであるが、登録商標と同一又は類似の商標を使用した場合、一般的に同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認混同されるおそれのある場合にも類似商品と認めるのが相当である。これを本件についてみるに、両商品は材料においても、品質においても、用途においても

因する「需要者・販売先」等の違い等が考慮され、商品非類似と判断された事案。同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれがあるか否かについては直接立証されておらず、その他の取引の実情のみから推認されている。

なく、「遊園地用機械器具」に属する。

\* 構造、性能、使用態様を異にするものであるから、需要者、販売先等も異なると考えられる。

(6) 商標権等侵害訴訟 大阪地判 平成4年8月27日〔ビオクイーン〕

(平成3年(ワ)4149 取消訴訟判決集32号407頁)

<事件の概要>

商品の「材料・品質・用途」の違い等が考慮され、商品非類似と判断された事案。

相違し、結局、類型的に相違すると認められるから、両商品は到底類似商品とはいえない。

<考慮された実情 (要約)>

\* 両商品は材料・品質・用途において相違する。「健康 (補助) 食品」は、栄養補助のために経口的に摂取するもの、食するものであり、「化粧品」は、主として美容・清潔等を目的にして、身体外部に塗擦等するもの」である。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(7) 無効審決取消訴訟 東京高判 平成7年

8月3日〔PONY〕

(平成6年(行ケ)224 判例時報1548号132頁)

<事件の概要>

	原告(無効審判被請求人)指定商品	被告(無効審判請求人)指定商品
	靴類 (旧22類 登録1858288号)	地下たび (旧々36類 454999号等)
審決(S62-5640号)	類似(登録無効)	
判決	類似(登録無効)	
現行審査基準	25類(22A01)	25類(22A01)

<判決理由(要約)>

「地下たび」と「くつ類」に同一又は類似の商標が付された場合、商品の取引者、需要者に同一の営業体の製造又は販売に係る商品と誤認される虞があることは否定できない。

<考慮された実情(要約)>

\*両商品は、中に足を入れて歩行するのに用いる道具である点において用途を同じくする。

\*靴の製造業者や販売業者でも「地下たび」を取り扱っている業者が少数とはいえ存在する。

「両商品を同時に扱っている製造業者や販売業者」が少数とはいえ存在する等の実情が考慮され、商品類似と判断された事案。

(8) 商標権侵害訴訟 東京地判 平成11年

4月28日〔ウイルスバスター〕

(平成9年(ワ)16468 判例時報1691号136頁)

<事件の概要>

商品と役務の類否が検討された事案。「需要者」及び商品と役務の「内容」を検討した結果、「商品の製造・販売業者と役務の提供業者が同一であると誤認されるおそれがあるとして、これら商品と役務は類似すると判断されている。なお、本事案では、原告商標出願後に被告商標が著名化していた等の事情から、権利行使自体は権利濫用として認められなかった。

	原告指定役務	被告商品
	電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守(現行42類 登録3137652号)	ウイルス対策用〔のプログラムを記録した〕ディスク
判決	類似(権利行使自体は権利濫用)	
現行審査基準	42類(42P02)	9類(11C01)

<判決理由(要約)>

ウイルス対策用ディスクに本件商標に類似する被告標章を使用すれば、本件指定役務を提供する事業者においてこれを製造又は販売しているものと需要者に誤認されるおそれがある。

<考慮された実情(要約)>

\*ウイルス対策用ディスクと本件指定役務はその内容からともにコンピュータ利用者を需要者とするから需要者が同一である。

\*ウイルス対策用ディスクは、電子計算機のプログラムの保守に使用されるものであるか

ら、ウイルス対策用ディスクの商品の内容と本件指定役務の内容は共通する。

(9) 無効審決取消訴訟 東京高判 平成12年10月10日〔Alcom〕

(平成11年(行ケ)393 判例時報1737号118頁)

<事件の概要>

商品と役務の類否が判断された事案である。対比する商品と役務は、一般的には別個に提供されるので非類似であると判断されている。「一般的には、別個に提供される」という表現

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は、最判が示す基準を念頭に置いたものであろう。

	原告（無効審判請求人）指定商品	被告（無効審判被請求人）指定商品
		電気機械器具 (旧11類 登録2269853号等)
審決 (H10-35202)	非類似（無効でない）	
判決	非類似（無効でない）	
現行審査基準	9類 (11A06, 11B01, 11C01等)	42類 (42P02等)

＜判決理由（要約）＞

被告指定役務と原告指定商品は、一般的には、別個に提供される。

被告指定役務と原告指定商品は、取引の対象、形態、流通経路を共通にする場合があり得るとしても、多くの取引の対象、形態、流通経路について共通するものではない。これらが一部共通する場合のあり得ることをもって、両者が直ちに類似するものであるということとはできない。

＜考慮された実情（要約）＞

\* 「電気機械器具」（家電製品、コンピュータ等）に、マイコンチップ（プログラム）が格納されている場合が多いため、被告指定役務と

原告指定商品には関連性があるとしても、役務「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」等は、一般的には、商品「電気機械器具等」とは別個に提供される。

**(10) 無効審決取消訴訟 東京高判 平成15年5月22日〔カミゲン〕**

(平成14年(行ケ)555)

＜事件の概要＞

多数の有力な製薬会社が薬剤とサプリメントのいずれをも製造している等の実情が考慮され、商品類似と判断された事案。

	原告（無効審判請求人）指定商品	被告（無効審判被請求人）指定商品
		薬剤 (旧1類 登録2050726号)
審決 (2001-35560)	非類似（無効でない）	
判決	類似（無効）	
現行審査基準	5類 (01B01)	29類 (32F15)

\* 被告指定商品は、正確には「ビタミン、カルシウム、クロレラその他の栄養素を補給するための粉末状、錠剤状、顆粒状、ゼリー状、ペースト状、液状その他の加工食品」であり、被告指定商品に含まれるサプリメントと原告指定商品（薬剤）の類否が問題とされた。

＜判決理由（要約）＞

同一又は類似の商標の付されたこれらを出所を同じくする姉妹商品であるかのように理解したままに購入に至るおそれがあることは、明らかである。

＜考慮された実情（要約）＞

\* 多数の有力な製薬会社が、健康食品あるいは栄養補助食品の分野に進出してきている。

\* 両商品の内容、用途は類似している。

\* 取引の実際においては、これら商品が同様の機能を持つ商品として新聞等で多数広告されるとともに、いずれも薬品店、ドラッグストア、薬局等で販売されている。

**(11) 拒絶審決取消訴訟 東京高判 平成15年9月18日〔ACE〕**

(平成14年(行ケ)649)

＜事件の概要＞

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

同一の企業が「鋳造」と「溶接」の双方を行っていることが少なくない等の実情が考慮さ

れ、商品類似と判断された事案。

	本願（原告）指定商品 生砂鋳型造型機 （現行7類 2000-62419）	引例指定商品 アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置 （現行9類 登録4309825号）
審決（2001-15140）	類似（拒絶）	
判決	類似（拒絶）	
現行審査基準	7類（09A01）	9類（09A01）

＜判決理由（要約）＞

「鋳物」と「アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置」に係る「溶接」とは極めて密接な関係にあるから，上記各指定商品に同一又は類似の商標を使用するときは，同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認混同されるおそれがある。

＜考慮された実情（要約）＞

\* 「生砂鋳型造型機」に係る「鋳物」と，「アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置」に係る「溶接」は，相関的に技術を進歩させてきたのであり，極めて密接な関係にある。

\* 同一の企業が「鋳造」と「溶接」の双方を行っていることが少なくない。

\* 「生砂鋳型造型機」を扱う業種の企業を登録会員とする日本鋳造技術協会と，「アーク溶

接機，金属溶断機，電気溶接装置」を扱う業種の企業を登録会員とする日本溶接協会のいずれにも属している企業がある上，同じ企業グループに属する複数の会社がそれぞれの登録会員に属している例も認められる。

\* 両商品に関する，用途，機械の大きさ或いは販売の形態が異なる等の事情は，指定商品が類似するとの前記判断を左右するに足りるものとはなり得ない

（12）商標権侵害訴訟 東京地判 平成15年12月10日〔ワテック〕

（平成14年（ワ）15521）

＜事件の概要＞

製造業者が異なる等の実情が考慮され，商品非類似と判断された事案である。

	原告指定商品 写真機械器具 （旧10類 登録2491887号）	被告商品 監視用CCDカメラ
判決	非類似（非侵害）	
現行審査基準	9類（10B01）	9類（11B01）

＜判決理由（要約）＞

対象となる商品が指定商品に類似しているか否かは，問題となる商品の製造業者，販売店ないし販売場所，需要者，用途等を総合考慮し，これらの商品に同一又は類似の商標が使用された場合に出所の混同を生ずる虞があるか否かによって判断すべきである。

諸事実を総合考慮すると，指定商品「写真機械器具」と被告商品とは商品としての関連性が

乏しく，類似しない。

＜考慮された実情（要約）＞

\* 写真機械器具と監視用CCDカメラは，製造業者及び需要者が異なる。

\* 写真機械器具と監視用CCDカメラは，用途が異なる。

\* 特に大型の店舗を除き，一般的には，写真機械器具を扱っている店舗は監視用CCDカメラを扱っておらず，販売経路が異なる。監視用

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

CCDカメラ及びカメラ関連製品を扱っている大型店舗においても、監視用CCDカメラと写真機械器具の売り場は異なる。

**(13) 商標権侵害訴訟 大阪地判 平成16年4月20日〔Career-Japan〕**

(平成14年(ワ)13569 平成15年(ワ)2226)

＜事件の概要＞

被告は、原告商標権の後願として、「35類求人情報の提供、職業のあっせん、電子計算機通信ネットワークによる求人情報の提供及び職業のあっせん(35D01 42G02)」について商標

権を取得していた。被告の行為は、形式上は自己の商標権の範囲内である。被告が原告に反訴し、互いに自己の商標権に基づき相手方の侵害を主張した。結果的に、原告に先使用权(商標法32条)が認められるとともに、これら役務を同一の事業主が行う例がある等の実情に基づいて役務の類似性が肯定され、被告の行為は原告商標権の侵害と認定された。

なお、本事案において、検討すべき取引の実情として挙げられている項目は、『商標審査基準〔改訂第9版〕』(特許庁)の4条1項11号の項に挙げられているものとはほぼ一致している。

	原告指定役務	被告役務
	電子計算機通信ネットワークによる広告の代理、広告文の作成 (現行35類 登録4409084号)	電子計算機通信ネットワークによる求人情報の提供・職業のあっせん等 (現行35類 登録4641861号)
判決	類似(侵害)	
現行審査基準	35類(35A01)	35類(35D01 42G02等)

＜判決理由(要約)＞

役務が類似するか否かは、両者の役務に同一又は類似の商標を使用したときに、当該役務の取引者ないし需要者に同一の営業主の提供に係る役務と誤認されるおそれがあるか否かによって決すべきである。そして、この類否の判断に当たっては、取引の実情を考慮すべきであり、具体的には、役務の提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか、提供に関連する物品が一致するかどうか、需要者の範囲が一致するかどうか、業種が同じかどうかなどを総合的に判断すべきである。

これを本件についてみると、役務の提供の手段、目的又は場所の点においても、提供に関連する物品(本件の場合には情報)においても、需要者の範囲においても、業種の同一性においても、被告が被告サイトにて行っている業務は、広告代理業務と同一ないし類似する。

＜考慮された実情(要約)＞

\* 広告・広告代理業と求人情報提供業務を同

一の事業主が行う例がある。被告自身も、インターネットを利用して広告代理業と求人情報提供業務を行っている。

\* 役務の提供の手段、目的又は場所、提供に関連する物品(本件の場合には情報)、需要者の範囲、業種の同一性からみて、両役務は同一ないし類似である。

**(14) 拒絶審決取消訴訟 東京高判 平成16年7月26日〔SUMCO〕**

(平成15年(行ケ)456 判例時報1874号122頁)

＜事件の概要＞

対比される商品が、同一営業主によって製造又は販売されているケースが殆どないという事実を具体的に立証した結果、商品非類似が認められた事案である。商品の類似を肯定する方向に働くその他の実情も複数存在したが、最判が判示する判断基準が直接的・具体的に立証されているため、これらその他の実情が商品非類似という最終的な判断に影響を与えることはなかった。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

	本願（原告）指定商品 半導体ウエハ （現行9類 2000-120417）	引例指定商品 [集積回路等の] 電子応用機械器具 （旧11類 登録4348733号等）
審決（2001-5444）	類似（拒絶）	
判決	非類似（登録）	
現行審査基準	9類（11C01）	9類（11C01）

＜判決理由（要約）＞

半導体ウエハと集積回路は原材料とその製品という極めて密接な関係にあり、半導体ウエハメーカーとデバイスメーカーが技術的にも、経営上・業務上も、密接な関係にあることは事実であるが、通常、同一営業主によって製造又は販売されるとの関係が認められない以上、それらの商品が同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれはない。

＜考慮された実情（要約）＞

\*通常、半導体工場では、シリコンウエハまでは作らず、専門業者から購入してくる。集積回路等の生産とその原料である半導体ウエハの生産とは分業化が進み、少なくとも単結晶シリコンウエハについては、専門の半導体ウエハメーカーがこれを生産し、集積回路等を生産するデバイスメーカー等は、これを半導体ウエハメーカーから購入することが常態となっている。

\*半導体ウエハと集積回路等との双方を製造又は販売する兼業ウエハメーカーも見られるが、その数は決して多くなく、半導体ウエハという商品全体について、半導体ウエハと集積回路等の電子応用機械器具とが、通常、同一営業主により製造又は販売される関係にあるとまでは認められない。

**（15）無効審決取消訴訟 東京高判 平成17年3月24日〔IE一橋学院〕**

（平成16年（行ケ）299 判例時報1915号142頁）

＜事件の概要＞

\*被告（無効審判請求人）は商標権を有しておらず、商標法4条1項10号に基づき原告の商標権の無効を求めた事案。対比される役務が同一営業主によって提供される場合が多いことが明らかであった事案。

	原告（無効審判被請求人）指定役務 学習塾における教授，教育情報の提供， 学習塾における模擬テストの実施 （現行41類 登録4136256号）	被告（無効審判請求人）役務 大学受験指導 （未登録）
審決（2003-35084）	類似（無効）	
判決	類似（無効）	
現行審査基準	41類（41A01）	41類（41A01）

＜判決理由（要約）＞

本件商標の指定役務に係る具体的な取引状況に照らし、一般的な需要者において普通に払われる注意力を基準にして判断すれば、本件商標が指定役務に使用された場合、役務の出所につき誤認混同を生じるおそれがある。

＜考慮された実情（要約）＞

\*一般に、多くの学習塾や予備校において、大学受験生のみならず、小中学生をも対象とするクラスを設置している例が、少なからず見受けられる。一般的な需要者の多くも、そのことを認識している。

#### 4.3 まとめ（判例に関して）

##### (1) 最高裁判例にみられる商品（役務）の類否判断基準について

最判が示すところによれば、商品（役務）の類否判断においては、対比される商品（役務）が、通常同一営業主により製造・販売（又は提供）されている等の事情が存在するか否かが究極的な基準となる（上掲「橘正宗事件」<sup>9)</sup>）。ただし、同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかるケースがどの程度存在する場合に類似と判断すべきかに関して明確な線引きはない。この点について最判は、対比する商品（役務）について、必ずしも常にその製造発売元（又は提供元）を異にしないという事実の存在は、その他の実情も総合考慮する必要はあろうが、商品（役務）の類似を肯定する方向に働くとは判断しているようである（上掲「PEACOCK事件」、「三国一事件」）。

なお、商品（役務）の類否判断においては、「取引の実情」も考慮されなければならない（上掲「PEACOCK事件」）。

##### (2) 下級審判例にみられる商品（役務）の類否判断について

上掲の下級審判例の殆どは、最判が示した基準に従っていると考えられる。これらの判例中には、商品（役務）の類否判断基準に関して「出所混同のおそれ」、商品（役務）を「別個に提供」等の最判とは異なる表現を用いるものもあるが、これらの表現は、「同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかる」を言い換えたものであり、最判の示す基準が類否判断の最終的な拠り所とされている点は共通していると考えられる<sup>10)</sup>。

そして、理屈の上では、この基準に該当するか否かを、最も直接的・効果的に立証する方法は、対比される商品（役務）が、同一営業主に

より製造・販売（又は提供）されるのが通常である、或いは逆に、同一営業主により製造・販売（又は提供）されることは皆無であるという、両極端の事実のいずれかを提示することである。このようなケースとして、「SUMCO事件」（上掲判例14）がある。このケースでは、同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかる場合が殆ど存在しないことが、緻密な証拠によって直接的・具体的に立証された。この結果、一般的には商品（役務）の類似を肯定する方向に働くその他の実情が複数存在するにも拘らず、そのような実情が商品非類似という最終的な判断に影響を与えることはなかった。「カミゲン事件」（上掲判例10）は、商品が類似と認定されたケースだが、同一営業主の製造・販売にかかる場合が多数存在する事実が具体的に立証された点で、「SUMCO事件」の類型に近い。

一方、対比される商品（役務）が同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかるか否かを、直接的・具体的に立証されない又はすることが困難な場合、その他の取引の実情を総合的に考慮した上で、同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかるものと誤認される虞があるか否かが判断される。このようなケースとして、「SLIC事件」（上掲判例5）がある。このケースでは、対比される商品（役務）が同一営業主の製造・販売（又は提供）にかかるか否かについて直接検証されていないが、商品の構造・性質、使用態様等ないしは需要者、販売先等が異なるという、その他の事実（取引の実情）に基づき、同一又は類似の商標を使用した場合に同一営業主の製造又は販売に係る商品であると誤認混同されるおそれはない（商品非類似）と判断されている。

その他、殆どの判例は、「SUMCO事件」（上掲判例14）と「SLIC事件」（上掲判例5）の中間的な位置づけといえよう。このようなケースでは、対比される商品（役務）が、同一営業主

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の製造・販売（又は提供）にかかるか否かが検証されているが、疑問の余地を挟みえないほど具体的に立証が尽くされていないため、商品（役務）の類否に関する主張を補強する証拠として、その他の取引の実情が重要な判断要素となっている。

なお、諸判例において「取引の実情」として実際に考慮されている事項は、表現の違いはあるにせよ、『商標審査基準〔改訂第9版〕』（特許庁）の4条1項11号の項にて挙げられているもの（「原材料・品質，用途，需要者」等）とほぼ一致している。

### （3）実務における留意点

判例にみられる商品・役務の類否判断に関しては、判決の具体的妥当性、紛争解決の実効性、当事者による立証の程度等も影響する。このため、上掲の判例に示された判断が、他の事案においてもそのまま妥当するわけではないが、これらの事案から参考とすべき点も多い。

すなわち、商品（役務）の類否判断に際しては、原則として、対比される商品（役務）が、同一営業主により製造・販売（又は提供）されている事実が存在するか否かを第一に検討する必要がある。具体的には、対比される商品（役務）が同一企業によって製造・販売（又は提供）されることが当業界の常態であるのか、そのようなケースが多少は存在するのか、或いはそのようなケースが皆無であるのかを立証できることが望ましい。一方、かかる事実の存在を立証することが困難な場合は、当該商品（役務）が同一営業主により製造・販売（又は提供）されていると需要者が誤認する虞の有無を推認させるような、その他の取引の実情が存在することを立証する必要がある。

なお、このような検討は、商標の使用に先立って行うことが望ましい。「カミゲン事件」や「Career-Japan事件」（上掲判例10及び13）にみ

られるように、類似群コード上は非類似だが実際には類似する商品（役務）について同一・類似の商標権が存在する場合、自己の商標権の範囲内で商標を使用する場合であっても、後発的に登録無効または商標権侵害と認定される場合もあるためである。同様に、出願に際し願書に指定商品（役務）を記載する場合も、類似群コード上の類否に囚われず、自己の商品（役務）の類似範囲を検討することが望ましい。仮に、類似群コード上は非類似だが実際には類似する可能性がある商品（役務）の範囲に、同一・類似の他人の商標が登録された場合、一旦登録された商標権を排除するには多大な費用と労力を要する。しかし、予め自己の商品（役務）の類似範囲について検討し、必要な範囲に防衛的な出願を行っておけば、かかる不利益も事前に回避できよう<sup>11)</sup>。

商品・役務の類否は、商標の類否と並び、商標権の権利範囲を画定する重要な要素である。よって、その他の様々な局面においても、商品・役務の類似範囲を客観的に把握しておくことが必要である。

## 5. さいごに

商標実務は、出願・登録など、その多くが特許庁における行政処分の領域に関係している。このため、商品・役務の類否についても、庁内基準としての『類似商品・役務審査基準』（類似群コード）を理解しておけば事足りるようと思われるがちである。しかし、商標の最終的な登録性・使用安全性に関する判断を迫られる局面では、類似群コードによる類否判断が常に妥当するわけではないため、より客観的な判断基準も理解しておく必要がある。

本稿では、このような視点から、商標法上の商品・役務の類否に関し、類似群コードと判例という2つの判断基準について検討を加えた。これらの判断基準には異同・得失があるため、



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

商標実務においては、この点を意識し、局面に応じた適切な判断を行う必要がある。

商標の出願・登録・使用などに際し、商品・役務の類否の問題は、顕在化する場合が少なくとしても、常に潜在している。よって、上述のような視点は、商標の調査から使用に至るいずれの局面においても必要とされる。

### 注 記

- 1) 類似群コードの推定が審判において覆った近時の事案については、石井茂樹「商品・役務の類否」(『パテント』2007年4月号61項 日本弁理士会)を参照。
- 2) なお、本稿では、審決例については検討していない。商品・役務の類否判断基準に関しては明文の規定がなく、最も有力な法源は最高裁判例だが、裁判所の判断がこれに最も忠実であると考えられるためである。
- 3) 平成4年4月1日以前の出願については、その基準日以後に登録されても、登録時の商品区分は旧分類にしたがっている。これらの商標権の指定商品を国際分類下の新区分に割り振る作業は、商標権の更新の際、商標権者による「指定商品の書換登録申請」として行われる。
- 4) 『類似商品例集(改訂版)』では、その作成の趣旨において、「商品の類否判定の基準は或いは生産部門、販売部門の同一性に、或いは材料の同一性に、或いは用途の同一性にはたまたま完成品と半製品・部品との関連性に求むべきである」というように説明されてきたようであるが、二つ以上の商品についてその商品の類否を問題にするときには、これらを総合的に考慮の上、具体的に判定せられるべきものであって、(略)」と述べられている。商品の類否判断の基準としては、現在においても肯定されるべき妥当な基準である。
- 5) 『類似商品審査基準』では、その作成の趣旨において、「商品の類否を判定する一般的基準である商品の生産部門、販売部門の同一性、原材料、品質の同一性、需要者の範囲の同一性及び完成品、部品の関連性を総合的に考慮し「類似商品審査基準」が作成された。」と述べられている。

現行の『商標審査基準(改訂第9版)』における4条1項11号の項で示されている基準とほぼ同様である。

- 6) サービスマーク登録制度導入前の判決だが、判断基準としては役務の類否判断の場合にも妥当するであろう。
- 7) 商標法の立法趣旨の一つが出所混同の防止である以上、この判断基準は自然に導き出されるものともいえよう。
- 8) ここでは、登録系事件と侵害系事件を区別していない。商標法の建前上は、登録系事件と侵害系事件で、商品(役務)の類否判断基準が異なることはない。  
なお、商標の類否判断に関しては、登録系事件と侵害系事件における判断基準の異同について従来から議論がある。しかし、商品(役務)の類否については、これと同列に論じる必要はない。すなわち、商標には業務上の信用が化体し、商標への信用の化体の程度が出所混同範囲に直接影響を与えるため、商標のこの流動性について、登録系事件と侵害系事件において異なる扱いをすべきかが問題となる。一方、商標法上の商品(役務)は、保護されるべき商品(役務)の種類を観念として抽出しているに過ぎず、このような抽象的な観念に信用が化体することもない。したがって、商品(役務)を対比する場合は、登録系事件・侵害系事件のいずれにおいても、対比される商品(役務)自体の類似度が問題となるにすぎない。
- 9) 田村善之『商標法概説』(弘文堂 平成12年)141頁を参照。

なお、「橘正宗事件」(最判昭和36年)では、「これらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には」と判示している。すなわち、対比される商品が「通常同一営業主により製造又は販売されている」事実と、対比される商品について「同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞がある」ことは、必ずしも同義ではない。しかし、対比される商品が、通常同一営業主により製造又は販売されていれば、特段の事情がない限り、同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

されようから、商品（役務）の類否判断においては、同一営業主により製造又は販売されているか否かが直接の争点となるケースが多い。

- 10) 上掲の下級審判例中、「つきたて事件」（上掲判例2）のみは、この基準が言及されていない。しかし、この事案は、非類似であるとの判断に他言を要さずということであろう。判決理由においても、「被告の商品との類似性を問題にする原告の主張自体失当というべきであろう。」と判示されている。
- 11) 本稿の趣旨とは直接関係しないが、出願時の指定商品・役務の決定に際して『類似商品・役務審査基準』（類似群コード）を利用する場合、別の観点からの留意も必要である。例えば、実際に提供する商品・役務が何であるかに拘らず、『類似商品・役務審査基準』に例示された商品・役務を願書に転記することは、原則として避けるべきである。この方法を執った結果、実際に提供する商品・役務が指定商品・役務と同一でもなく、包含もされてもいない場合をしばしば

見かける。この場合、指定商品・役務を実際に提供している商品・役務に補正することは要旨変更として認められないし、この出願が登録されたとしても、将来的に不使用取消の対象となる可能性が高い。実際に提供している商品・役務が、指定商品・役務と異なるためである。また、『類似商品・役務審査基準』に例示された商品・役務を転記した結果、本来の権利範囲を狭めてしまう場合もある。一例を挙げれば、実際に販売する商品が「介護用ベッド」である場合、指定商品をベッドの上位概念である「20類 家具」とすると、この商品に付与される類似群コードは20A01のみである。一方、「20類 介護用ベッド、その他の家具」と記載すれば、この「介護用ベッド」には、20A01の類似群コードに加え、「10類 医療用機械器具」に付与される類似群コード（10D01）も付される。この結果、「20類 介護用ベッド」の使用・登録排除効は、類似群コードによる推定上は、10類に属する医療用機械器具にも及ぶ。

（原稿受領日 2007年5月14日）

